「まいさぽ東御」は、生活困窮者自立支援法による自立相談支援機関です。
生活や就労の総合相談をお受けし、サポートをするところです。

支え合う
東御市へ

CSR・働き方改革・法定雇用率…解決法の一つ「就労体験等協力事業所」を募っています

東御市社会福祉協議会では、東御市より受託を受け「生活就労支援センターまいさぽ東御」（自立相談支援機関）を運営しています。

相談の対象の方

生活の自立を目指す方　(10 代~70 代ぐらいまで・男女)

依頼内容　　状況に応じた働く場や体験の場の提供

その他

☆職員から、直接、制度の説明と必要書類等のご案内と調整を致します。
☆体験者の紹介、体験中の窓口は、まいさぽ東御が行います。

①　職場見学

- 貴社の事業所の見学の受入れをお願いします。30 分～1 時間程度。10 名以下。
- 見学のみ。

②　職場体験

- 貴社の事業所の体験の受入れをお願いします。1 回数時間、10 日以内。
- 体験者の保険加入あり。

③　プチバイト（就職活動応援金付職場体験事業）体験先

- 短期的な就労体験（1 人 25 時間まで、日数は問わない。）の場を提供いただきます。体験者には、1 時間 800 円の計算で上限 2 万円の「就職活動応援金」が支払われます。
- 体験者の保険加入あり。　・事業所の金銭的負担なし。
- 登録先：長野県社会福祉法人経営者協議会

④「就労訓練事業」の認定事業所

- 雇用契約を締結しない（非雇用型）、雇用契約を締結（雇用型）があります。
- 生活困窮者自立支援制度にのっとった事業です。
- 体験期間の規定はなく、その方にあった「就労自立」を目指します。
- ノルマの達成や時間制限等を設けないなどを、お願いしています。
- 登録先：長野県

生活就労支援センター　まいさぽ東御
〒389-0502 東御市鞍掛 197　東御市総合福祉センター内　東御市社会福祉協議会
０２６８-75-0222・maisapo@tomisyakyo.or.jp

「就労体験等の協力事業所」登録票

令和　　年　　月　　日

法人名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、「就労体験等の協力事業所」として登録します。

記

1　事業所名等

種　　別	
事業所名＊	
従業員数＊	
所在地＊	〒　　－
電話/FAX　＊	
担当者	
見学・体験 担当者	

2　事業所の概要

事業所の概要　＊ （事業所の紹介文）	
どのような方が マッチしますか＊	

3　協力内容　＊

	受入人数等	見学できる場所・体験できる仕事	備考
①見学	1日　　人 受入可能時間 （　　）		
②就労 体験	1日　　人 受入可能時間 （　　）		
③プチ バイト	1日　　人 受入可能時間 （　　）		
④認定 就労 訓練	1日　　人 受入可能時間 （　　）		

4　媒体による公表の可否　登録内容（＊が付いた項目と写真）

	チラシ	社協ホームページ	社協広報誌
可否（◯・×）			